

理 由

弁理士法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定侵害訴訟代理業務試験を行う審議会等を工業所有権審議会と定めるほか、特定侵害訴訟代理業務試験の受験手数料の額を定める等の必要があるからである。